

大阪大学大学院歯学研究科における博士学位論文および博士の学位審査に関する指針

大阪大学大学院歯学研究科では、博士学位論文の内容、および、形式について次のような指針を設ける。この指針に沿って作成された論文に基づいて博士学位審査を行い、適当と認められる者に対し、博士（歯学）あるいは博士（学術）の学位授与を行う。

(1) 博士学位論文は、十分な学術的価値を有する必要がある。学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新規臨床知見の発見、新しい理論の構築・展開、新しい治療法・技術・機器・手法の発明・応用、新規学問的概念の提出など、口腔科学に限らず広く科学の摂理・学理とその臨床応用への重要な貢献をなすものを指す。博士の学位を受けるものは、博士学位論文の学術内容を含む分野に関する十分な全般的知識を有し、独立した研究者として研究を遂行できる学力を有すると認められる必要がある。また、博士学位論文の学術内容の社会に対する貢献を論述できる能力を有していることも求められる。

(2) 博士学位論文は明瞭、かつ、平明に書かれ、審査委員会で学術研究に相応しい発表、討論がなされなければならない。博士学位論文は申請者自身が自立的かつ主体的に取り組んだ研究の成果であることが必要であり、その内容については過去に、いかなる機関においても、また、いかなる申請者によっても発表された博士学位論文の内容を含んではならない。

(3) 博士学位論文は、日本語、または、英語により書かれた、ひとつの新たな論文とする。題目は本文と同じ言語によるものとし、本文は、内容梗概、緒論、結論、引用文献に相当する章が含まれなければならない。本文は、この分野の概要、他の研究者による関連研究の状況、博士学位論文に含まれる研究の位置づけ、方法論や研究手法の説明、結果とその討論論文、が適切な構成により含まれるものとする。学位論文の一部として、既発表論文の内容を含んでもよいが、学位論文は上に述べた様式に基づき全体として一つの論文とすること。共同研究の内容が学位論文に含まれる場合には、当該研究における自分の行った寄与が明確に述べられていなければならない。

(4) 学位審査は歯学研究科により行われ、研究科教授会にて最終判定する。博士の学位を授与された者は、歯学研究科の定めるところにより当該博士論文を公表しなければならない。

(5) 歯学研究科の定める追加事項があればそれに従う。

平成21年7月30日 歯学研究科教授会承認